

平成29年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成29年6月8日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	真弓啓	局長補佐	大塚美季
--------	-----	------	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西巻昭男
総務部次長	谷口智子	総務課長	仲村佳真
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	黒崎益範
健康福祉部次長	加藤恵三	健康対策課長	北典子
生活環境部長	植村俊彦	環境対策課長	栗本公生
住民課長	浦野歩実	都市建設部長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
下水道課長	寺田良信	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	中原潤
生涯学習課参事	井上貴至		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回の質問なんですけれども、財政についてでございます。限られた税収、財源の中でどのようなバランスで予算組みをされているのか、これをお聞きし、15歳未満の子どもに使っている子育て施策に対する一般財源と高齢者施策に使われている一般財源を平成24年度と比較いたしまして、今後どのような財政運営を考えているのか、また、どのようなバランスで今後の予算組みをされるのか、方針をお聞きしてまいります。

まずは、今の一般財源ベースで子育て施策にかかっている費用と主な施策について、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（加藤恵三君） 子育て施策に関係いたします予算額についてでございますけれども、平成29年度の一般会計の当初予算ベースで申しあげますと、予算額で20億4,159万4,000円、うち一般財源は11億513万8,000円となっております。

その主な子育て施策の事業といたしましては、子ども医療費の助成事業、児童手当の支給事業、保育体制の充実事業、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを初めとした各種予防接種の実施や助成、小中学校での少人数学級編制、要保護・準要保護児童への学用品費や給食費の助成などがございます。

また、平成29年度の新規事業、施策の充実を図った事業といたしましては、病児保育を利用した方に対して利用料の一部を助成する病児保育利用料の助成事業、町内への移住・定住を促進するための空家活用促進改修の支援事業を行う際に、子育て世帯に対し補助金の加算を行う子育て世帯移住の促進事業、町内の待機児童を発生させないための取り組みとしての私立保育所の増築支援、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支

援を強化するための子育て世代包括支援センターの整備事業、町立幼稚園での給食提供回数の増と給食費の補助、小中学校給食費の補助の充実、放課後児童対策の充実などがございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 一般財源で11億513万8,000円という数字、また、いろいろな施策を行っていただいているということを改めて理解いたしました。

それでは続いて、一般財源ベースで高齢者にかかっている高齢者対策、高齢者の施策、主な施策について、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 平成29年度の高齢者施策に関する予算額について、一般会計の当初予算ベースで申しあげますと、予算額で9億4,143万円、うち一般財源は8億6,838万4,000円となっております。

その主な高齢者施策の事業といたしましては、老人クラブの活動に対する支援や高齢者優待券の交付、老人福祉施設三室園組合の運営費に対する負担金、老人憩の家やふれあい交流センターの維持管理費用や介護保険事業特別会計への繰出金、後期高齢者医療療養給付に係る負担金や高齢者のインフルエンザなどの予防接種事業などがございます。

また、平成29年度の新規事業といたしましては、介護職員の技能の向上及び介護施設等における長期就労を支援し、質の高い介護サービスの継続的な提供の促進を図るための介護職員初任者研修受講就労助成金交付事業がございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 一般財源で8億6,838万4,000円、また、いろいろな施策を行っていただいていることがわかりました。

子育て施策と高齢者施策に係る費用については、平成25年12月議会において、平成24年の決算ベースで先輩議員が一般質問されております。そのときの数字が出ていると思うのですがけれども、このときと比べた場合、どのように変化しているのか、実質的な町の負担額、負担財源である一般財源でお示してください。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 初めに、子育て施策の一般財源につきましては、平成24年度決算では8億6,994万2,000円であり、平成29年度予算では11億513万8,000円であります。比較しますと2億3,519万6,000円の増で、伸び率は27.0%の増となっております。

次に、高齢者施策の一般財源につきましては、平成24年度決算では6億2,503万2,000円であり、平成29年度予算では8億6,838万4,000円であります。比較しますと2億4,335万2,000円の増で、伸び率は38.9%の増となっております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 平成24年と平成29年度ですけれども、2億3,519万6,000円増で伸び率が27.0%、高齢者施策は2億4,335万2,000円の増で伸び率が38.9%ということで確認させていただきました。

それでは、子育て施策の対象者と思われる15歳未満人口と高齢者施策の対象者と思われる65歳以上の人口について、同様に、平成24年と平成29年との比較でお示しください。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 初めに、15歳未満人口につきましては、平成24年度では4,212人であり、平成29年度では3,885人であります。比較しますと327人の減で、伸び率は7.8%の減となっております。

次に、65歳以上人口につきましては、平成24年度では7,448人であり、平成29年度では8,326人あります。比較しますと878人の増で、伸び率は11.8%の増となっております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 子育て施策と高齢者にかかわる費用について、それぞれの対象者を人口で割った1人当たりの一般財源もお示しください。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 初めに、子育て施策の一般財源につきましては、平成24年度決算では1人当たり20万7,000円であり、平成29年度予算では1人当たり28万4,000円あります。比較しますと7万7,000円の増で、伸び率は37.2%の増となっております。

次に、高齢者施策の一般財源につきましては、平成24年度決算では1人当たり8万4,000円であり、平成29年度予算では1人当たり10万4,000円あります。比較しますと2万円の増で、伸び率は23.8%の増となっております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今の答弁をお聞きいたしまして、私、子育て支援関係の予算は、

15歳未満人口が7.8%減に対して、予算の伸び率は27%ふえている。高齢者は11.8%ふえているのに対し、施策としては38.9%ふえていると。人口1人当たりで言うと、子育て支援は1人当たり7万7,000円の伸びで37.2%の増、高齢者施策は2万円の伸びで23.8%増であるということを確認いたしました。

この数字を見てみますと、この4年、5年でですね、子育て施策に少し重点を置いていただいているというふうな感じで受けているところではあります。

また、この中で、子育て施策、高齢者に係る一般財源が、近年、ともに増加傾向にあるんですけども、この限られた財源の中での今後の財政運営をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 今後の財政運営の方針でございます。少子高齢化の進展による社会保障費の増大や人口減少に伴う地方税収の減少など、今後、厳しい財政状況が想定される中、これまで築き上げてきた行政サービスの水準を将来的にも維持し、第4次斑鳩町総合計画のまちづくりのテーマである「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現を図るためには、さらなる行財政改革が必要であると考えているところでございます。

現在、第4次斑鳩町行政改革大綱に基づき取り組んでいるところでございますが、その具体的な内容を申し上げますと、まず、効率的な財政運営として、重複事業の削減や類似事業の統合、事務効率の向上や民間企業への事務委託などの取り組みを進めております。

次に、持続可能な財政基盤の確立として、適正な課税と収納率の向上による自主財源の確保、行政経費の削減による歳出の削減などの取り組みのほか、将来的には、提供するサービスとそれにかかる費用とのバランスや負担の公平性の視点から、受益者にも適切な負担を求めていくなどさまざまな取り組みを継続して実施していく必要があると考えているところでございます。

また、新たな財源確保の徹底という観点から、近年では、新規事業に地方創生に係る国の補助金を有効活用するとともに、ふるさと納税の充実による寄附金の増収を図っており、本年度では、新たな創業促進事業に企業版ふるさと納税を活用しているところでございます。

今後におきましても、徹底した行財政改革の取り組みを推進し、さらなる財源確保に努めながら持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 持続可能な財政基盤の確立として、適正な課税、収納率の向上、行政経費の削減と。今までも議会や委員会でされてきた答弁だと思います。子育て施策のニーズ、これの増加、高齢者施策の費用、これも増加しております。このような全ての施策を継続するやり方は、人口減少傾向が続く厳しい財政状況、これを考えると、先ほど答弁いただいた取り組み、これ、行政職員の皆さんに頑張ってもらっているというのは十分理解しているつもりではあるんですけども、しかしですね、これだけでは、年々、一般財源の支出が増加傾向にある。平成24年と平成27年度の決算額で比べましても、3,986万7,000円の支出がふえておるところですから、いずれ限界が来ると思われます。

また、3月議会で報告された一般会計の財政見通しでも、今後、財政調整基金を取り崩していく見通しがなされております。もちろん財政の見通しは、地方交付税の関係もありますので、平成31年度以降の地方創生のこの予算が切れるという、この予算が入っていないということも財政課で教えていただいたんですけども、その約2億円を含んでも取り崩していかなければならないという推計でございます。

また、町税収入も少しずつ減っていくというふうに見通されております。地方交付税の増収も期待できない状況にあると。そういった厳しい状況の中で、6月2日の本会議初日にですね、町長が6つ、今後のまちづくりの主要な施策としてあげられております。これは、私、聞いたところですね、どの世代にも、どの分野にも力を入れるというふうには私はちょっと聞こえたんですけども、この点もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

もちろんどれも重要なことであり、同時に進めていかなければならないという、そういうふうには思います。しかし、先ほどあげた財政状況の中で、今後、重点化する施策があるなら、廃止もしくは先送りするべき施策もあるべきであると思います。それが将来世代に対する現在の世代の責務であると思います。

これらのプライオリティー、優先順位ですね、町長はどのように考えておられるのか。また、具体的に今後こういう分野の施策を削ってでもここに重点化する施策があるというのが具体的にあるのであれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 本町においては、超高齢化社会の進展、本格的な人口減少社会の

到来を背景に、厳しい財政状況ではあるものの、今後取り組むべき課題として、子育て施策の充実、学校教育環境の充実、特に、今、申しあげていますように、2、3年後には小中学校に空調を設備していきたいと、それが3億から4億かかるということですから、そのことも踏まえて、医療介護の連携と健康づくり、また、世界遺産の法隆寺を核としたにぎわいと活力があるまちづくり、斑鳩の特性を生かした観光まちづくりとして2021年聖徳太子1400年御遠忌に向けた機運づくりなどが山積しております。さらには、耐用年数を迎える公共施設の補修や建てかえにも相当の財源を必要とします。

いずれも重要課題ではありますが、人口減少社会で町の税収の減少が見込まれる状況では、現在実施している子どもから高齢者の施策、障害者施策、健康づくり施策、公共施設の維持管理などを全て実施するには困難な状況になると考えております。

そうしたことから、時代のニーズ、現状と課題を的確に把握した上で、議員の皆様とともにご相談を申しあげながら町政を運営したいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、教育の充実に関しても、私も一般質問させていただいているエアコンの話も出ましたけれども、これも町長からのトップダウンだったのかなと思います。非常に大きな英断を、決断をしてくださったなというふうに私は思っているんですけども、今のご答弁の中でも、優先順位、今回の一般質問の中で、私、高齢者施策と子育て施策で比較させてもらっていますけれども、このやはり優先順位をつけて重点化する施策がもしあるのであれば、今の答弁では、高齢者の話も出てきましたし、子育て施策の話も出てきましたので、優先順位をつけるとすればどちらなのかっていうのをお聞きしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 優先順位という形になりますと、そのとき、そのときによってやっぱり変わってまいりますから、情勢を十分判断して、やっぱり今、一番現状は、先ほど小村議員がおっしゃったように、やっぱり小中学校の空調関係等についてはですね、やっぱりこれに全力を尽くしていきたいと。そして、高齢者は高齢者としての関係については、持続、継続をしていくということですね、優待カードとかいろいろな関係等ございますけれども、やっぱりこれも伸び率がふえてまいりますから、そういう関係から考えますと、やっぱり皆さんの今までやってきたこと、そういうことはやっぱり継続をしていくということで考えていきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今の、ちょっと私の理解ですと、これからもこのようなバランスで行かれるというようなニュアンスだったのかなというふうに理解をいたしましたけれども、これから厳しい行政の財政運営の中です、観光とか、子育てとか、高齢者、いろいろなそのときの状況というのはあると思いますけれども、今後、今、町長がおっしゃいましたように、そのとき、そのときのニーズに合わせてということでございますので、今後また、委員会等もございまして、そのときにまた、こういった方向性というものをしっかりとお示しいただきたいなと思います。

これからは、やはりこの財政運営の中でどうやって稼げるまちづくりをつくっていくかということで、観光にも力を入れ、お金を生み出すようなまちづくり、今、ちょっと大きなプランなんですけれども、有名なオガールプロジェクトのような話もございまして。民間の力でつくり上げ、そして稼ぐまちづくりというのを、今であればiセンターとか、今回の予算であがっていますJA跡地で行うことというのも1つだと思いますし、子育て、教育に力を入れていっていただく、また、受益者負担、現在の事業の廃止、そういったことも考えていながら、やっぱり削っていくところは削って行って、廃止にする事業というものも決めていかなければならないのかなというふうに思いますので、今後そういった方向性のご報告をいただけたらなと思います。

観光面でもですね、今、広域で事業を考えていかなければならないのかなというふうにも思います。観光面で言えば、今、住民の皆さんからもご指摘を受けている太子道日本遺産認定推進協議会からの脱退というような話もありますけれども、今後はやはり広域で観光も考えていき、広域で予算の配分っていうのも考えていかなければならないと思いますので、その点もお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目はですね、通学路の安全対策について、あげさせていただいております。近年に限りませんが、通学途中の児童生徒が車の事故に巻き込まれるというような被害が相変わらず起こっており、子どもたちの通学、下校時の安全を確保する対策は常に求められていると思います。町内にも、安全対策が求められる通学路というのは多数

あるかと思うんですが、今回は4か所に絞ってあげさせていただいております。

まず1点目ですが、目安4丁目から新家地区付近までの町道308号線ですが、数年前に、大和川堤防沿いの元・吉忠跡に新しい住宅ができて、この間、子育て世帯がふえてきています。そうすると、必然的に小中学生に通う児童生徒もふえ、毎日ですね、その町道308号線を通して通学、下校をしています。現在、町道308号線は歩道と車道を分ける白線は引かれているのですが、ガードレールや縁石等による分離はされていません。特にですね、通学時、朝の通勤時間帯ですが、県道大和高田斑鳩線の裏道として、自動車がかなりのスピードを出して308号線を通り過ぎていくという状況をよく見ます。またですね、車道と歩道を分けているその白線を越えて車が歩道側にはみ出して駐車しているという様子も見られます。車がとまっていると、子どもたちは車道側にはみ出して車を迂回せねばならず、非常に危険な状況があることも確認をしています。またですね、その308号線にはですね、町のほうからも、ドライバーに対する啓発のための路面標示なんかがされているんですが、しかし、なかなかそれでドライバーがスピードを落とすかという、そうならないのが現状です。

地元の和地区の方にお話をお聞きしますと、ガードレール等の設置を求める声が多く寄せられ、町として、住民の声に応じて対策を進めていくべきではないかというふうに考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 町道308号線でございますが、目安4丁目から三代川までの区間におきましては、道路幅員が、まず北側区間で約5メートル50センチ、中央付近で約6メートル、南側区間で約7メートル50センチの幅員がございます。

通学路の安全対策といたしまして、まず、歩道と車道を分離できないかのご意見でございますが、歩道を設置する場合には、歩道の幅員を2メートル以上とすることが望ましく、当該道路に車道と分離した歩道を設置した場合には、車道の幅員が、北側で約3メートル50センチ、中央部で4メートル、南側で5メートル50センチとなり、南側以外の箇所では車両のすれ違いが困難な幅員となってしまいます。

また、幅員に余裕がないため、歩道と反対側では路肩がなく、外側線を引くことができないため、家を出るとすぐに車道といった状況になってしまいます。

こうしたことから、当該道路の幅員から見まして、車道と歩道と分離する対策は難しいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 部長のほうで、道路幅が狭いということで、おっしゃったのは歩道2メートル以上ということが望ましいというふうにおっしゃいましたけども、町内には2メートルになっていない歩道なんかも結構ありまして、そうしたところは融通がきくのかなというふうに思うんですが。

私が思っていますのは、できればどちらかにですね、車道を寄せていただいて、片方に歩道をきちっと確保すると。ただ、反対側に全く何も無いというのもまずいのですが、人が通行できる、例えば50センチ程度を確保して、反対側、一番狭いところで先ほど、5メートル50センチというふうにおっしゃいましたので、反対側で1メートルの歩道を確保して歩行者の空間を確保するという考え方ができないのかなというふうに思うんですが、それについては、いかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 通学路の安全対策の方策といたしましては、車の通行に対する手段といたしまして、速度を抑制するために道路上にかまぼこ状の突起を設けるハンプの設置や、視覚的に道路を狭く見せ速度を抑制する路面標示などはございます。また、道路の路側帯のカラー舗装、いわゆるグリーンベルトといった設置や交差点にカラー舗装を行う手段も即効性のある対策として考えているところでございます。

また、地域で対策を講じるゾーン30の制度といったものもございますし、町道308号線におきましては、現在、外側線を利用した路側帯があり、歩道として利用されている状況でございます。そのうち、通学路として利用されている西側の路側帯は幅員が約1メートル30センチありますことから、まずは緑色に着色し、ドライバーに通学路であることを視覚的に認識していただくグリーンベルトの設置が有効であるのではないかと考えておりますことから、関係機関とも協議を行い、実施に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その後に聞こうと思っていたことを答えてくれはったんですけども、最初に答弁していただいた中で、道路の幅員が狭いという中で、2メートル以上の歩道の確保が望ましいとおっしゃっていましたが、今、部長答えていただく中で、西側の歩道は1メートル30センチあるというふうにおっしゃったんですが、その幅を確保して、車道と分けるのに、そこに例えばガードレールなどを設置するっていうことは基準としてまずいのか、その辺の町の考え方ですね、を再度確認したいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 仮にそういう若干のスペースがある場所におきましてガードレール、ガードパイプ等設置したといった場合に、歩行者だけではなく、車椅子等の通行も考えられるということを念頭に置いて考えた場合、若干難しいという結論に至るところでご理解いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 車椅子を通る幅、例えばですね、国の基準として、車椅子の方も通られると。対向もできるというふうに考えたときに、必要な歩道の幅は幾らっていうふうな基準があるのかどうかですね。ちょっとあまりここで言うにあれですので、それについても、今後ですね、そういう歩道の設置の仕方ができるのか、できないのかということについては、やっぱり私はあそこは危険だと思いますし、町のほうでも、先ほどおっしゃったように、グリーンベルト等の対策についても検討されるというふうに答えていただいていますので、それはそれとして進めていただきたいというふうに思うんです。ただ、やっぱり縁石やガードレールの設置、きちっと歩道と車道を分けるということについても、私は必要になっていくというふうに思いますので、これについては、研究を進めていってですね、何か方法がないのかということのも、私自身も探っていきますし、町のほうとしても引き続き探っていただきたいなというふうに思います。今の時点でそこまでっていうことは、結論出そうとは思いませんので、これについては引き続き研究をしていただきたいということで、この質問についてはとめておきたいと思います。

そうしましたら、2点目ですけれども、今度はですね、その新家地区から今度は北上して、踏切を越えて、三代川沿いの町道306号線の安全対策についてです。ここはですね、まず、踏み切りまでの区間ですね、と、さらに踏み切りがあって、さらにその北側の点滅交差点、町長がよく旗を振っているところですけども、と、あと三代川沿いの道路というふうに危険箇所が集中をしているところですね。毎年、ここについては、通学路の安全点検でも危険箇所としてあがっているかというふうに思うんですが、個別、個々の対策というのは必要なんですけども、総合的にこの306号線の安全対策について、今回はお伺いしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 新家地区から三代川沿い町道306号線におきましては、申されましたとおり、道路幅員が狭く、通学路安全点検におきましても課題のある箇所として位置づけはされております。また、家屋が立ち並んでおり、新たに歩道を設置することは困難と考えております。

路側帯を利用いたしましたグリーンベルトにつきましては、即効性のある対策ではないかと考えておりますことから、実施に向け検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） あそこは家が建っていて、ここも道路いきなり広げるというのが難しい状況もあって、今できる対策としてグリーンベルトということでおっしゃっていただきました。

ただ、根本的にやっぱりここもですね、安全を確保していこうと思うと、ここについては三代川沿いということもありまして、三代川の改修ともかかわってくるというふうに思うんです。その改修に伴ってやっぱり町道を広げていけるような考え方をですね、町のほうで持っていて、県の郡山土木なんかと、今後ね、協議をしていただきたいというふうに思うんですが、現在、三代川の改修を進めていただく中で、なかなか進まないというのもあるんですけども、通学路の安全確保という考え方ですね、について、県のほうは認識をされているのか、そして協議はこれまで、そういう協議っていうのはされてきているのかどうか、その点について、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 町道306号線につきましては、申されますとおり、三代川の右岸道路であり、奈良県が事業主体となる三代川の改修計画が進められております。事業を管轄する郡山土木事務所によりまして、JR踏切より南側におきましては用地買収に取り組んでおられ、用地買収が完了いたしますと河川改修工事へと進められている状況でございますが、現在、県の河川改修計画におけます右岸道路の拡幅等の協議はございません。

しかしながら、今後、河川改修工事の実施に向けた協議を行ってまいることとなりますので、町といたしましても、県の三代川河川改修事業と連携した道路整備事業を進められるよう協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私からの提案ですね、受けとめていただいて、前向きに協議を進めていくということでお答えいただきましたので、ぜひそれで進めていただきたいと思います。

私もですね、6月2日の日に、地元住民の皆さんの要望をお聞きして、郡山土木事務所の職員さんらと、要求を伝えて回答をいただくということで、懇談をしてきましたけ

ども、そのときにも、これまではやっぱりそういう考え方なかったけども、やっぱり今、通学路の安全点検、安全確保っていうのは対策として必要だということもおっしゃっていただいていたので、今後はですね、町との協議の中でそれを前進させていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

そうしましたら、次にですね、3点目ですが、東幼稚園付近ということで書かせていただいております。ここはですね、東幼稚園の前の南北に走る町道301号線とですね、その南側に行きまして、交差点をまたいで東西に走る、これ、町道358号線ということになります。ここもですね、東小学校のもうすぐ近くにあるということもあり、朝の通学時間帯には、小学生と幼稚園児が集中して通行をされています。毎朝ですね、ボランティアの皆さんが見守りパトロールをいただいておりますが、ここも県道の抜け道となっておりまして、車が通過するとともに、さらにですね、東幼稚園から南西の交差点ですね、南側の交差点からもう1個西にずれたところの交差点では、自転車との接触事故などもあるというふうにお聞きしています。

この場所についてはですね、通学路であることをドライバーに強調するような対策をしてほしいということをご地元の方からもお聞きしておりまして、私のほうも、これまで町のほうに対しても要望してきたという経緯があります。

今回ですね、改めて質問として取り上げて、通学路の安全対策として、町の認識・見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 町道358号線の斑鳩町東幼稚園付近での通学路の安全対策でございますが、議員から教育委員会へご要望いただき、平成28年度におきまして、路面標示として交差点マークの設置と外側線を設置いたしております。

しかしながら、当該路線は東小学校の通学路及び東幼稚園の通園路となっており、より安全で多様な対策が必要と考えますことから、車のドライバーに視覚的に危険な箇所であることを認識させるグリーンベルトの設置や交差点におけますカラー舗装の方策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今の質問に対する答弁はもうそれで結構ですので、よろしくお願ひしておきます。

あと、東幼稚園の前の白線なんかも消えかかっていたので、それもあわせて再度引き直していただいたり、幼稚園の前にですね、とまれという、幼稚園児が、こう、と

まって、手挙げて、右見て、左見てってする、そのマークなんかもちよっと消えかかっていましたので、その舗装なんかもあわせてお願いしておきたいと思います。

それとですね、次に4点目ですが、イツボ川交差点ということであげさせていただいております。ここもですね、通学路となっておりますが、危険なのは、点滅信号ですね。歩行者のために押しボタンによって時差信号に切りかわるようになってはいますが、ふだん点滅信号になっているので、時差信号に切りかわって赤になっているにもかかわらず、車が停止せずに交差点に突っ込んでくるということが頻繁にあります。警察、県警のほうに聞きますと、過去には19回、車同志の衝突事故が起こっているということでした。

ここもですね、いつ児童生徒が巻き込まれるとも限らないということで安全対策が求められているのですが、以前から、地元の方からも声がありまして、点滅信号を点滅じゃなくても時差信号に切りかえてほしいというふうには声があるんですが、この点についてですね、警察との協議も含めて、町としてどのように対応されてきたのか、また、今後どのように対応されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 町道401号線、通称服部道と町道403号線、イツボ川右岸道路の交差点の安全対策についてでございます。この交差点には、押しボタン式の信号が設置されております。この押しボタン式の信号では、黄色の点滅状態が長く続き、横断者がボタンを押して赤にかわった場合にも、車のドライバーがうっかり見過ごして交差点を通過することが確認されているとのことから、押しボタン式から定周期式に変えて安全対策を実施してほしいとの要望がございます。以前にも同様の要望があり、管轄する西和警察署と協議をした経緯がございます。その協議では、交差点の南側の道路は狭隘な区間が多く、仮に車が赤信号で2台から3台滞留し、その時間が長くなると、行き違いができずに渋滞を起こすことが懸念されるとのことから、定周期式の信号機にかえることが困難であるとの回答をいただいております。

本来、赤信号で通過することは交通違反となり、あってはならないことでありますので、警察へパトロールの実施や取り締まりの強化等をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） たまりがないので定時信号、時差信号に切りかえるのは難しいという見解ですけども、南側ですね、あそこの交差点のところが狭いっていうことを警察も言っているかと思うんですが、町として、あそこの道路を拡幅していくっていう計

画なんかはお持ちじゃないんですかね。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 現在のところ、拡幅の計画はございません。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 一番いいのは道路を拡幅してたまりをつくれたらいいんですけども、あそこも民家が立ち並んでいたりしますので、急に立ち退いてくれというふうにもならないと思います。

ただですね、対策としてはやっぱり必要でありますし、その後もやっぱり事故が起こって、つい最近も、先月ですかね、起こっていますので、何とかしたいなというふうに思うんです。

町のほうとしても、できる対策としてはこれまでもいろいろやっていたいただいているというのをお聞きしています。ただですね、あとできることがどんなことがあるのかなというふうに考えますと、あそこの信号は見にくいんですね、非常に。古くなってきていると思います。最近、LEDなんかに信号がかわってきている中で、ちょっと色も変わって明るく見えるような信号がありますので、できればやっぱり見にくくなっているのを何とか見やすくするとか、そういうことで工夫ができないかなというふうに思うんですが、その点については、いかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） いろいろとある中で、赤の点滅、黄色の点滅、それぞれには交通ルールがございます。そして、先ほど説明させていただいたように、警察ともご相談する中で、交通規制の方法、いろいろ、取り締まりの方法も考えていく中で、やはり各ドライバーにおいては交通規則を十分守っていただくことが最も重要なことではないかと思えます。その上で、誤認が多いという問題につきましては、注意喚起や車両の減速を促す安全対策等工夫できるよう、現地の状況に応じた効果的な手法について、警察当局とも相談してまいりたいと思えますし、並行して、今、申されましたように、信号機のリニューアルいうのも含めて警察に申し出していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これまで4点、通学路の改善について、安全対策について、お尋ねしましたけども、町として全て前向きな姿勢が答弁の中で見られましたので、それについては進めていただきますようお願いをしておきます。

ただ、根本的な解決につながらないというものもありますので、それについてやっぱり、今後の対策ですね、の中で、町としてできることがないのかどうかということも合わせて、研究、検討していただきますようお願いを申しあげまして、この質問については終わらせていただきます。

次に、2点目ですが、2点目には、国民健康保険の県単位化と当町の国民健康保険特別会計の今後についてということであげさせていただいております。これについてはですね、既に法改定によって平成30年度から国民健康保険制度が都道府県単位化されるということが決まっております、奈良県では県下全市町村で保険料の水準の統一化を図るという方針が既に示されています。最終的に、その自治体の保険税率ですね、を決定するのは、県ではなく市町村に権限がありますが、県のほうからは標準保険料率が示されて、市町村はそれを参考に保険料率を決定することというふうになっています。

この間ですね、県から示される標準保険料率がどれぐらいのものなのか、一般的には現在の国保税よりも高くなるのではという推測もありまして、最終的に保険税を決める条例改正を議決する議会としても、できるだけ早い段階で保険税にかかわる情報や資料を出していただき、早い段階から議論して検討する必要があることから、県と、そして町に対して、早期の情報提供や説明を求めてきました。

この間ですね、議会で示されました資料で言いますと、3月議会に厚生常任委員会に提出いただいたものが最新というふうになっていますが、平成29年2月22日に県議会に提出された資料が最新のものとなっています。その段階ではですね、まだ県から標準保険料率は示されていませんでしたが、その後の状況ですね、また、今後県単位化が進められるに当たりまして、町の国保の特別会計にどんな影響があるのか、そして、町としてですね、国民健康保険税の改定についてどのような考え方をお持ちなのか、今、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

では、まず1点目の、県から示される標準保険料率の動向について、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） これらにつきましては、去る5月26日に県主催の会議が開催をされまして、資料が示されたところでございます。その資料によりますと、平成30年度の納付金及び標準保険料率につきましては、仮算定の数値が平成29年11月ごろ、ことしの11月ごろ、本算定の数値が平成30年1月ごろにそれぞれ提示されることとされておりました、これに伴い、市町村の国民健康保険税に係る条例改正につ

きましては平成30年3月議会で審議を行うというスケジュール案が示されているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ただいま部長のほうで、その5月にあった会議の中で、11月ごろに仮算定が示されるというふうにお答えいただきましたけども、これまで国のほうから言われてですね、県で試算をしているというふうに思うんですが、それについての情報はお持ちでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 昨年9月ごろにですね、県のほうから資料提出を求められまして、県が納付金等の算定システムを検証するためのシミュレーションをするということで、資料を提出いたしました。

その結果につきましては、1月ごろに試算結果が出されたところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私は、その資料をぜひ町議会のほうに提出していただきたいというふうに思うんです。今、部長おっしゃいましたスケジュールで言うと、3月議会で条例改正議決だというふうになってはいますが、これ、もともとはもっと早くに、12月議会ごろになっていたというふうに思うんです。こちらのほうとしても、この法改定になって県単位化が進める中で、もっと早くに標準保険料を示されるのかなというふうに思っていましたけど、そんなぎりぎりになって、11月に仮算定でっていうふうになってくると、議論とかね、いろいろ調査する時間っていうのがありませんので、やっぱり今の段階で出ている数字について、条件つきで示していただいでですね、それをもとに大枠なりをつかんでいくことが必要だというふうに思っていますので、それを担当常任委員会へ提出していただきますように要望したいと思いますが、これについては、いかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） その1月に出されてきました試算結果でございますけれども、医療費など使用された数値の一部が市町村から提供した数値ではないということ、また、市町村固有の事情を一切勘案していなく機械的に出された数値であるということ。そもそも、現在示されている算定式がその試算時とはもう異なっているということがございまして、町として検証し得る、あるいは責任持てるような数値ではございません。

ですから、仮に、質問者おっしゃいますように、数値を明らかにするということになりますと、その数値が持つ意味とは関係なく捉えられていくことになりかねませんことから、これを明らかにすることは適切でないと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 市町村として責任を持ってないというふうにおっしゃいましたけれども、これは県がしている試算ですよ。別に町が責任を持つ必要ないと思うんです。県がした試算ですよってということで資料として出していただきたいというふうに思うんですが、それについては、いかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 町が町議会に説明するという事は、町が責任を持って対応するという事でございますので、幾ら県が出した数字だということでも、条件つきであっても、市町村ごとの数値っていうことになりますと、先ほど申しましたように、そもそもこれから算定する数値がこの時点での算定式とは違うという、前提が違うということから、やはり市町村として出すという、その数値が適切なものというふうにも考えてもおりませんので、これを出すことは適切でないと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 県のほうの意向っていうのは、部長、確認はしてもらっているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 県としては、この数値を公表する考えがないということでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私は、県の姿勢も、町の姿勢も、ちょっと指摘しておきたいというふうに思います。

大阪ではですね、既に国から求められてした試算については、公表されています。それについて、情報として入手できますので、どんな傾向なのかということもだんだん把握されつつあるということで、一定やっぱり議論のたたき台となって、役に立つというか、使われていると。ただ、そこについては、確定した数字ではないということ、正しい試算の結果ではないですよということについては認識をしながら、情報、資料として使っていますので、これについては、やはり今後、議論を進める中でですね、私は必要なものだと思いますので、町に対して資料の提供を要望しておきたいと思います。

ただですね、これ、県の情報開示請求でとれますので、それについては、こちらのほうからもとっていききたいというふうに思います。

その中で、答えられる範囲で答えていただきたいんですけども、算定方式が違うというところで部長おっしゃいましたけども、現在の斑鳩町の算定方式と県が進めようとしている今回の試算の中での算定方式というのがどのように違ったのかについて、その細かい数字についてはお聞きしませんので、それについて、お聞きしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 私、今、算定方式が違うと申しましたのは、県統一化でやっていくに当たりまして、ことしの1月に出された試算方式と、今、これから本番に向けて考えていこうとしている算定方式が違うということで、町と県とが違うということではございません。

また、ご質問のように町と県とはどう違うかということになりますと、当然、町の国民健康保険は町が支払う医療費をベースにですね、町の被保険者あるいは町の所得、現在は、私ども、資産割を持っていますので、資産はどれだけあるか、そういうことをベースにして算定していきますけれども、今後は、奈良県全体で医療費がどれだけかかるのか、あるいは奈良県全体でその医療費に対する公費がどれだけ入ってくるのかというようなことを勘案して、基本的には奈良県でできるだけ統一した保険料を設定していこうという考えのもとであります。ただ、数年に関しては、当然、市町村によって保険料の金額には、当然多い、少ないというものがありますから、これを6年ぐらいにかけてそれを統一化していこうという考えのもとで計算をされるということでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もう2番目のほうにかかっていますのでお聞きしたいと思うんですけども、これまで斑鳩町としてはですね、資産割という考え方を持って国保税の徴収をされてきましたけども、県から示される方針の中では資産割をなくしていくというふうになっていますが、それについては町としてどのように考えているのかということと、あと、資産割をなくした場合ですね、所得割に与える影響について、お尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 国民健康保険のこの県単位化に向けての取り組みの中で、将来、保険料率や保険税率を統一していくための方向性といたしまして、医療分、後期高齢者支援金分については資産割を廃した3方式、所得割と被保険者均等割、世帯別平

等割で算定するということをございます。また、介護分につきましては、さらに世帯別平等割を除く2方式、所得割と均等割ということが示されているところをございます。

本町の保険税率につきましては、県がこの示す方向性、それから資産割額を廃止する市町村が次第に多くなってきていることという現状を踏まえまして、国民健康保険運営協議会に意見を聞く中で、その考え方をまとめていきたいとは考えているところをございます。

仮に、資産割を廃止した場合のことですけれども、現在、資産割で収税している保険税額を、全て所得割で収税するということになります。その影響ですが、本町の現行の医療分で申しますと、資産割は保険税全体の約10%を占めております。これを全体の約40%を占める所得割に上乘せをするということになりまして、所得割が全体の40%から全体の50%をカバーするということになりますことから、資産割の廃止は所得割額の金額の引き上げにつながるというものでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今おっしゃっていただいた資産割を廃止するということで、言うたら2割増になるということですね。だから、資産割をなくしていくことについてはいろいろな意見ありますけれども、それを、算定っていうんですかね、考える中で、最終的にやっぱり国保税が幾らになるのかということ、その方式、集める方式もどういうふうにするべきなのかというふうに議論していきたいと思っておりますので、それについてもそういう流れがあるということは私も認識はしていますが、今ここであれこれする議論でもないと思っておりますので、一応町のほうとしてもそういう方向性でもって運協のほうに提示しようとしているということ、その方向性だけ確認しておきます。

それとですね、今回、制度が大きく変わる中で、県のほうとですね、県のほうとか他の市町村なんかも含めてですね、ほかに調整をしなければいけないもの、斑鳩町の今の現状の国保税、いろいろありますけれども、調整が必要になるものについて、ちょっと項目をお尋ねをしておきたいと思うんです。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 県全体で納付金を算定する際に、それまで各市町村ごとに処理をしていたものの中で、県全体で考えていこうというものが幾つかございます。例えば、収入で言いますと、高額医療費の負担金でありますとか、財政安定化支援事業の繰入金などがございます。特に歳出のほうでございますけれども、審査支払手数料、それから出産育児一時金、それから葬祭費などが共同化していくための費用となっております。

ります。このうち葬祭費につきましては、各市町村、金額がばらばらになっておりますので、これを統一していこうという方向性でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その調整の中で、今、先ほどですね、資産割を廃止することによって負担増になりますよということがありましたけども、それ、今、部長が答えていただいたそれぞれの項目の調整によって、斑鳩町にとって負担増となるような要因ってというのはあるんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 財政安定化支援事業繰入金などになりますと、年によってかなり変わってきますので、これはちょっと一概には申しあげることができません。ただ、金額的には、金額としては少ないですけども、例えば葬祭費でございますけれども、現在、斑鳩町は2万円を支給しているところでございますが、県の市町村の中では、3万円というところが多くなっております。これを仮に3万円にするといたしますと、当然、給付ベースが上がっていくということになります。ただ、これは、先ほど申しましたように、県全体の中で見ていくということになりますから、これが3万円に、今までであれば、給付費を1万円上げることで保険料に直接影響が出てきましたけれども、県単位化の中で処理されることから、これが直接的に私どもの保険料率に影響が来るといったものではないということでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしたもろもろの調整ですね、5月にあった会議の中で、県のほうから、それらについての方針ってというのは示されたんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 県の段階で、納付金とか、それから標準保険料率を算定する際に、この部分については、その算定する際に勘案していこうと。それで、それとは別に、市町村が実際に保険料を算定する際には、こういう部分を算定してください、県では算定しなくて市町村ごとに算定して保険料を求めてくださいという、その、いわゆるすみ分けといいますか、そういうのが案として示されているところでございます。決定ではありませんけれども、案として示されたということです。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） また、その会議があったということなので、担当常任委員会にも報告はしていただけるのかなというふうに思いますが、やっぱりそうした細かいとこ

ろの疑問とかですね、議論なんかを、やっぱりもう今の段階から進めていかないと、最終的に、何て言うんですかね、保険税幾らにするかというところで結論出しづらいなどというふうに思っています。

これについては、引き続きですね、情報提供とともに、詳細な報告を求めておきたいと思います。

そうしましたら、3点目に移りますけども、ここが一番大きな問題なんですけども、斑鳩町の国民健康保険の特別会計っていうのは、今、繰上充用する中で、3億円台に減ってはきていますけども、大きな赤字を抱えているということで、これが県単位化になる中で、この赤字については、県のほうから、6年間の激変緩和期間の中で解消していくようにということで方針が示されていますけども、それに対して、町のほうはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 累積赤字に対する町の考え方ということでございますが、県単位化になる平成30年度以降も、町の国民健康保険の特別会計につきましては存続することになりますので、基本的には保険財政の中で累積赤字の解消を図っていかねばならないものと考えております。

国民健康保険に対します一般会計の法定外の繰り入れにつきましては、平成29年度予算計上の金額を含めると、これまで、累計ですが、約2億4,900万円にのぼっているところでございます。これを続けることは、町民の医療保険に対する負担の公平性などの観点から課題があるものと考えております。一方で、県単位化に伴い、累積赤字については6年以内に解消することを目標とする方向性も示されているところでございます。

平成30年度の税率改正に当たりましては、納付金や標準保険料率に基づく算定とともに累積赤字解消を考慮した保険税を設定していく考えであることは当然でございますけれども、ほかにどのような方法によることが町民や被保険者などのご理解をいただけるのかは検討してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これまでですね、一般会計から法定外繰り入れを行いながら保険税の高騰を防いできたということ、私は高く評価しております。この県単位化になる中で、突然ですね、それがふさわしくないと、今、部長、答弁の中でおっしゃいましたけども、だから一般会計からの繰り入れはやめますというようなことになると、今度

ですね、ただでさえですね、資産割が廃止されて、現役の方にどんと大きな負担になってのしかかってくるわけですね。それでさらに累積赤字の解消で、またそれも保険税に乘せていくというふうになりますと、ものすごい額になってくるんじゃないかなと。そうでなくても、県単位化になる中で、標準保険料率、これは参考ですけども、結局、納付金が示される中で、ぐっと納める額がふえるんじゃないかなというふうに心配をしています。

そのこと、いろいろな要因でですね、国保税の高騰につながるというふうに私は思っているんですけども、そうすると、結局、何がどうなるかっていうと、滞納がまたふえていくというふうに思うんですね。高過ぎる税になりますと、結局、もう納められなくなって滞納がふえていくと。それがまた被保険者の中の大きな負担になってくるっていう。もう国保会計自体がですね、もう成り立たなく、既にもう成り立たなくなってきましたけども、この県単位化になる中でですね、本来、保険税、安くなりますよというのであれば、私はわかるんですけども、逆に高くなるというような方向が考えられる中でですね、それについてはやっぱり町として努力をして、高騰を防いでいくということが必要だというふうに思っていますし、そもそもですね、国民健康保険っていうのは、ほかの保険に入れない方が入ってきておられるということは、この間、町も繰り返し答弁の中でもおっしゃっていますし、県の資料の中にも所得の低い人が加入されておられる保険ですよというようなことも示されていますので、そうしたところにつきましては、やっぱり社会保障の制度であると、県のほうも、国のほうも、町のほうもですね、保険だというふうにおっしゃいますけども、もともとの設定は社会保障の制度として設定されてきておりまして、そういう役割をやっぱり持っているというふうに思いますので、そのところについては十分勘案してですね、今後の方針、決めていってほしいなというふうに思います。

それとですね、もう1点気になるんですけども、市町村の国保会計は残りますと。今までずっと繰上充用してきていましたけども、ぶっちゃけて言いますと、一般会計から流用してきているというふうに思うんですが、今度、県単位化になる中で、それが通用するのか。本来でしたら、一時借入金などで借りて、利息を払って補填していくというような会計のあり方が本来的なのかなというふうに思うんですが、この県単位化になる中で、そのところはどうかというふうに思うんですが。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 今のところはですね、先ほど言いましたように、国民健

康保険の特別会計は存続します。県からは、納付金を納めなさいということで、支出として納付金を計上すると、特別会計の中で。それに対する財源として、町独自で保険税を集めるという形になります。これの収支の関係になってきますので、いわゆるそこで赤字が出た分につきましては、これまでどおりの財政の措置と変わらないというふうに思っております。

それから、繰上充用につきましては、形式上は一般会計からではなくて、あくまでも次の年度から収入を入れていくということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もっと議論したいんですけど時間もないですので、また担当常任委員会のほうでもいろいろ議論していただきたいと思っておりますし、私のほうについても、また今後ですね、これについては、どこかの場所で引き続き議論していきたいというふうに思います。

この質問については、ここで終わっておきます。

そうしたら、次に、3点目ですね、奨学金制度の創設についてということであげさせていただいております。近年ですね、奨学金のあり方について、社会的な関心が急速に高まってきているというふうに思います。大学の進学率の上昇と授業料などの高騰で、奨学金は、経済的に余裕のない家庭はもとより中所得層以上の家庭にとってもなくてはならない存在となってきています。

一方でですね、奨学金が実質的な学生ローンになっているという実態や、大学を卒業しても正規の就職さえ危ぶまれる中、将来の返還を恐れて進学自体を断念するというケースも少なくありません。

こうした状況の中ですね、4月27日にですね、私ども日本共産党のほうで開催した学費・奨学金知っとくセミナーという学習会をしたんですけども、そこに参加した学生からは、奨学金だけでは生活できず、バイトは不可欠だと。とにかく時間に追われる暮らしで、自分は何をやっているんだろうと時々思う。奨学金の返済を考えると不安でたまらない。高校生の弟は大学に行きたいけど学費のためにバイト漬けの生活に耐えられるか不安だと親の前で号泣した。苦勞しながら学ぶ姿は弟たちに見せられず、この思いを誰にも話せず悩んでいたと。この参加したときに、こういう話ができ、きょうはよかったですという感想を寄せていただきました。

このセミナーをきっかけにですね、県内の学生の状況をつかもうということで、この間、仲間とともに、県内の大学の門前などで学生の皆さんに学費・奨学金に関するアン

ケート調査を行ってきました。5月から始めてですね、先日、第一段の集計をしたのですが、その段階では87人の学生がアンケートに協力してくれています。

回答の主な特徴は、奨学金を利用しているという方が49.4%、利用していないという方が44.8%、利用しているという方のほうが多くなっていました。そのうち、利用していない方に理由をお聞きすると、34.1%の方が、返済が心配なので利用しなかったというふうに答えています。またですね、学校生活を送る上で経済的なことが原因で困っていることがあるかどうかお聞きしたところ、1つには、家族や親せきに経済的な負担をかけて申しわけないと思っているという方が65.1%ありまして、学生生活を送る上で節約していることとして、光熱費を削っているという方が18.2%、食事の回数を減らしたという方が11.7%、食費を削っているという方が26%、ここは複数回答になっていますが、学生の経済的な生活状況がかなり深刻であることがアンケートを通じて明らかになりました。

こうした取り組みを通じてですね、経済的な困難を抱えて困っている若者に対して、国・県・市町村が連携して若者の学びを保障する制度を創設、充実させていくべきだというふうに考えまして、今回ですね、町として奨学金制度を創設することについて町の見解をお尋ねしようと考えて、質問にあげさせていただいております。

ではまず1点目ですね、学生を取り巻く学費や奨学金制度の実態について、町の認識について、お尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、学費について、お答えをしたいと思います。内閣府の経済財政諮問会議という専門調査会が専門調査を行った記録が、若干古いんですけど、平成25年にございます。子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査という調査でございますけども、その中の調査項目に、子育てにかかる経済的な負担として大きいものと思われるものという問いに対して、お答えが、大学・短大・専門学校等の高等教育にかかる教育費が子育てにかかる経済的な負担として最も大きなものとしてあげられているというところでございます。また、この調査では、大学等へ進学する際の教育費の負担方法についても聞いておりまして、その答えとしては、家計の貯蓄を取り崩したり奨学金で補うなど、各家庭の実情に応じて教育費を負担されているということでございます。

次に、奨学金制度につきましては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金や奨学制度を運用する団体の奨学金、また、大学が運用する奨学金等がございまして、平成27

年度の、先ほど申しました独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与割合で見ますと、学生の2.6人に1人が利用しているという状況でございます。ちなみに、これ、平成17年度では4人に1人でしたので、10年間で約1.5倍の学生が利用しているという状況でございます。

このように、近年の景気の低迷等々によりまして、奨学金の利用される方の割合は高くなっているというふうに認識をしております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、次にですね、国・県や他の市町村での奨学金制度の取り組みの状況について、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 奨学金制度の取り組みの状況でございます。まず、国におきましては、先ほど申しあげました独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、奈良県におきましては、奈良県教育委員会の高等学校等奨学金、奈良県社会福祉協議会の生活福祉資金、奈良県福祉事務所の母子父子寡婦福祉資金等がございます。

また、奈良県内39市町村のうち15市町村で奨学金制度を実施しております。このうち吉野郡部のほうで、15市町村中7村が吉野郡部ということでございます。

また、そのほかにも、奨学制度を運用する団体の奨学金、大学独自で運用する、先ほども申しあげましたが、そういう制度がございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、教育長のほうでも、他の市町村で取り組んでいただいている状況なんかも触れていただきましたけども、近隣で言いますと、平群町とか王寺町ですね、が貸与型ということで奨学金制度持っていたり、広陵町については給付型の、これ、高校生を対象にしていますけども、奨学金制度をされているということですが、町としてですね、3点目の質問ですけども、奨学金制度を創設するというものについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 町の事業として奨学金制度を創設することについてでございますけども、先ほど紹介いたしました市町村の実施の状況を見てみますと、その奨学金の回収についてですね、滞っているケースが多いということもございます中で、今後、運用に係る課題等を調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、貸与型の分について滞っているところが多いということで、紹介した広陵町なんかは給付型にしていたりとか、あと、奈良県下ではないですけども、全国的に見ますと、給付型の奨学金を創設しているところがふえてきています。その財源にですね、ふるさと納税の一部を充てているということで運営されてきていますので。

さらにですね、奨学金制度を創設するに当たって、定住促進施策と結びつけてこの制度を運用されています。学校卒業して、この制度を使った方が何年以上そこの町に住むという条件をつけたりですね、ということで、やっぱり若い人を確保して、その町に居ついてもらうということと合わせて制度の運用をされているというのも見られますので、今、教育長、研究していくというふうにおっしゃいましたので、それについては、今後、ぜひ研究していただいでですね、前向きに進めていただきますように要望いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

10時35分まで休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 許可をいただきまして、一般質問を始めさせていただきます。

私も、まず1点目は、歩道の安全対策について、お伺いしたいと思います。

さきの質問者の回答で前向きなご回答をいただいたように、私に対してもよろしくお願いたします。

まず、1点目の歩道の設置基準であるとか、形態、段差等についてのお伺いをさせていただきます。

町内での歩道の新設を含む歩道整備が現在も進んでいます。住民からの要求と実際の進捗状況との間には、数々の課題が存在しており、計画から数年の歳月を要する例もあります。国道については国が、県道については県が、町道は町が設置していますが、住民にとっては、どこが工事をしてそのことに変わりはなく、歩行者の安全確保を望むのが一番の要求でございます。流通の手段や移動のために車を使う頻度はどんどんと高くなっており、車社会というより、車中心社会、車優先社会の感は否めない状況でございます。

歩道設置の基準等は時代とともに改正をされていき、また、新しい法によって設計、施工されていますけれども、現在の状況はどのようなことになっているか、お伺いをいたします。

以前は、車道よりも歩道のほうが高く設置され、その歩道に、道路に隣接するお家等の車の出入り口の箇所を車道の高さに下げるといった構造が見られておりました。そのため、歩道が縦方向に、こう、波打って連続しているところもあり、まさに机上の設計が現状に勝っているという批判が相次ぎました。こういった構造から、転倒し、車道側に倒れ、交通事故につながったという例もございました。現在では、車道と歩道の段差についてはなくなっているように思いますが、基準や考え方、設計が変わっていった経緯、また、歩道について、子どもやお年寄り、妊婦の方、ベビーカーを押されている方、車椅子などに配慮することに関して、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 歩道の設置についてのご質問でございますが、国道や県道等の幹線道路につきましては、2車線の車道に歩道が設置されている状況でございます。その幹線道路に通じる生活道路につきましては、公共施設へのアクセス道路や観光拠点を結ぶ道路、災害時の緊急輸送道路などの主要な路線につきましては、状況に応じて歩道を設置しているところでございます。

歩道の設置基準につきましては、斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例で規定しており、例えば、歩道の幅員では標準を2メートル以上とし、道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるとしております。また、道路の段差につきましては、当然、通行に支障のない構造とすることやバリアフリーの観点からも、段差は極力ない構造とするよう努めているところでございます。また、横断勾配につきましては、歩道では2%を標準としております。

しかし、どの道路事業においても、沿道の方々には用地や工事に対して多くの協力をいただくこととなりますので、その方法が不利益をこうむらないよう十分に協議を行った上で、現場状況に応じた最善の方法で施工していくことといたしております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

歩道の設置につきましては、今、回答していただきましたことのほかにも、町内でのどこからしていくのかという優先であったりとか、または予算も伴うということで、順次進めていただいていると思っておりますけれども、既に歩道が設置されてから、これ

は町だけでなく、県や国で施工したところも含めましてですけれども、既に相当年数が経過しているというようなところもございます。その、また改修工事のときには、この今まで設置されていた部分っていうのをまた新たな基準や考え方で改修工事がなされていると思いますけども、可能な限りそういう考え方で進められているのかをお聞きしたいと思います。

このことについては、国道であつたりとか県道についても、できるだけ歩行者に配慮したものにするという方針については一緒だと思いますけど、その点については、いかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 先ほども申しましたが、斑鳩町の町道の構造の技術的基準を定める条例によりまして、その基準にのっとり施工していくということとなります。

また、昨今では、先ほども申しましたように、バリアフリー化、国道も段差をなくして施工していくというような状況にございますが、そのようなことが主流になった技術基準となっておりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 新設についても新しい基準によって行われていて、古い設置の歩道についても、新しく改修していくところにはできる限り新しい基準でバリアフリー化も目指してしていくということで、確認をさせていただきます。

すぐにもう次の、2番目のことについて関連してお伺いをしたいので、申し上げます。この歩道のこれまでの設置、それからこれからの新しい歩道の設置、古くからある歩道の改修等について、次の2番目の設問については関連しての質問となります。

具体的に1か所あげさせていただきますと、町の考えをお伺いしたいです。この龍田西の竜田工業前の県道の歩道についての質問でございます。現在あります正門の東側、竜田大橋寄りの歩道に、この竜田工業の建物に入る入り口がございまして、そのところに歩道の急な勾配がつけられております。ここは幅も狭い歩道でございますために、大きな勾配が、大変、歩行される方、そこを通られる方に対して危ないという、こういった声が、もう従前から数々上がっているところでございます。

この歩道について、現在の傾斜角度や形状について、わかる範囲で結構ですので、説明をお願いします。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 県道王寺三郷斑鳩線の竜田工業株式会社出入口前の歩道

の構造でございます。現地確認いたしましたところ、歩道幅員につきましては1メートル45センチ、そして横断勾配では17.5%、1メートルで17.5センチの高低差、縦断勾配につきましては22%、1メートルで22センチの高低差となっている状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

先ほど歩道の設置の基準についてお伺いをしたときの勾配、角度ですね、このことから比べましても、大変大きな勾配であるということは誰が見ても確かなことでございますし、実際に現地を見ていただきますと、本当に急な勾配とともに、形状が斜めに、こう、入り込んでいるというか、こういったところが見ていただけたらと思います。

住民の皆さんからは、この勾配でつまずいてしまった、または転倒した経験がある、押して行って、ベビーカーを、思わず子どもさんを押さえた、決して安全とは言いがたいという声が相次いでいるのが現状でございます。勾配に対応できずに、怖いからその場所だけ車道に、迂回をするというか、はみ出して通行しているという方も数多くおいでになりました。

この県道は、ご存じのように、通行する車も大変多く、ラッシュ時には、東行き、竜田大橋向いての東行きの直進をする車と25号線を王寺方面へ行く車というのが1つの信号で動きますので、時間の短いこの信号に集中をし、ここを速度を上げて早く通過をしたい、こういったことが多々見られる、こういった交差点の近くでございます。先ほど申しあげました、車道にはみ出して通行している、こういった方のみならず、転倒等による車との接触も懸念をされる、こういった危険な場所であると考えています。

県道ではありますけれども、町民の生活道路であり、小学生の通学路ともなっております。竜田大橋へ向かってこの歩道を通して通学をするように通学路の変更がなされています。

こういった歩道が、今、存在している。このことについて、町としての認識をお示しください。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 全般的に見渡す中で、非常に、今、確認する中では、急な勾配がついているということでございます。

しかしながら、県道、歩道設置の段階におきまして、やはり県も、反対側の地権者でございます個人、民間企業でございますけれども、協議する中で、ああいった構造になっ

たというところがございます。

しかしながら、現在のところ、今、ご指摘いただいていますように非常に勾配がきつい状況でございますことから、奈良県郡山土木事務所にも申し出いたしておりまして、そういうようなことから、過去の経緯も踏まえまして確認する中で、今後どういったことで進めていくかということも協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 設置当時に郡山土木事務所と竜田工業との間で協議をし、当時としては折り合いが合った、その結果があのだという歩道の設置であったということだと思いますけれども、車道がまずありき、そしてその車道に対して出入りする車のための勾配がまず先にあった、そのことで折り合いが合った結果だというふうに思われます。しかし、ここの段階で、そこを通行する、歩道を利用する歩行者であったりとか、住民との折り合いということについては、後回しというか、検討がされなかったということではないでしょうか。いろいろな事情があって明らかにはなっていないけれども、難しい事情があったにしても、安全な歩道からは、今、あの場所は大きく逸脱した状況であると思っています。それを少しでも改善するために、町としてもできることがあると思います。ただいまのご回答では検討をしていくということですが、このことについては、ぜひ進めていただきたいと思います。

歩道のことだけでなく、町民の皆さんが口癖のように言われるせりふがあります。1つは、国のことだからとか、県の管轄だから町ではどうにもならない、こういったせりふ、もう1つは、予算がないから、この2つのせりふというのは、町民の皆さんが大変口にされるものでございます。これは、行政への不満でしょうか、諦めでしょうか、こういった意味を含めておっしゃっていることだと思います。

まず、住民というのは、国民であり、また県民でもあります。しかし、町民でもございます。町は、一番身近な行政機関として、町民の立場に立って、県や国に対してしっかりと意見・要望を示すことが何よりもとるべき姿勢ではございませんでしょうか。

きょう、ここであげました1つの事例に限らず、歩道の安全のために点検をし、直接住民の声を聞き、改善対策に取り組むなど、町としてできる最大限の努力を図っていただきたいと思います。このことについて、いかがお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 今、竜田工業株式会社の前面道路につきましては、先ほ

どから申させていただきますように、県道王寺三郷斑鳩線となり、奈良県の郡山土木事務所が管理している道路でございます。ご指摘の竜田工業の出入り口の付近につきましては、やはり先ほども申しましたように、道路の高さと竜田工業株式会社の敷地の高さの高低差が非常に大きいことから、今の歩道部分で会社への出入りが可能な形で横断の勾配がすりつけされているといった状況でございます。

郡山土木事務所に、改善についての協議を現実に行っておりますが、会社の出入り口の高さを県では変えられないこと、そして工事を行ったときに十分協議した上で現在の構造になっていることを踏まえて、県道敷内で改善することは非常に難しいとの回答ではございました。また、勾配修正を行うには竜田工業株式会社の敷地内まで影響することから、その協力についても難しいのではないかと回答もいただいております。

しかしながら、町におきましては、歩行者の通行の安全に対しまして改善をいただけるように、道路管理者でございます郡山土木事務所に対しまして今後とも協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

町民の立場に立つ、町民の側に立ってのしっかりとした意見をあげていただいて、できる限り早期に安全対策を進めていただきたいと思います。

2番目の質問に移ります。少し重複する部分もございますけれども、2番目の質問については、私道でございます。その整備の補助について、伺いたいと思います。

まずは、私道でなく、町道の認定の基準について、説明をしていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） ご質問の町道認定の基準についてでございますが、町の基本的な考え方といたしまして、まず1つ目に、道路の幅員が4メートル以上の道路で生活道路として一般の交通の用に供され、かつ土地の権利関係の整理ができた道路、2つ目に、町の道路整備により進めるものについては、整備完了後に町道認定を行っております。3つ目に、都市計画法第29条に基づく許可を受けた開発行為により築造され、同法第40条の規定に基づき帰属を受けた道路並びに建築基準法第42条第1項第5号の規定により位置指定を受けた道路については、町へ帰属または寄附を受けた後、町道に認定している状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

今の、町道への寄附であったりとか、開発のときに町道に認定を申請をするということですが、地主さん、今、私道になっているところの地主さんの申し出があっても、さきの説明にありました基準を満たさなければ町道として認定できないということでございますか、確認をいたします。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 一定の基準をクリアできない限り、危険が及ぶような状況となつてはいけませんので、そこらは十分精査した状況で判断してまいっております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。

私道の舗装事業に対する補助金の現況について、お伺いしたいと思います。また、同じようにあります水路であったりとか、側溝であったりとか、こういったことについても補助があると思いますけれども、同じように補助制度についての説明をしていただきたいと思つています。

なぜ水路、側溝についてあげさせていただいたかということ、水路、側溝については、一部、グレーチング等によって歩行できる道路として使用している、こういった部分としての役割があるからということですか。お願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 私道でございますが、私道につきましても補助制度といたしましては、地元施工による舗装事業に対する補助金交付規程がございます。この制度は、住環境整備の促進を図るため、常時公共の用に供されている道路で、受益者が自発的に施工する道路舗装工事に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとしており、交付対象となりますのは、事業費が25万円以上の工事に対し、事業費の2分の1以内を交付するものと規定をいたしております。

そしてまた、側溝等の水路改築につきましても、地元施工に係る水路改修及び水路浚渫事業に対する補助金交付要綱がございます。この制度は、住環境整備の促進を図るため、常時公共の用に供されている水路で受益者が自発的に施工する水路改修工事または水路浚渫事業等、維持管理行為に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとしており、交付対象となりますのは、事業費が15万円以上の工事に対し、事業費の2分の1以内を交付するものとして規定をいたしております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。

私が今回の質問で取り上げさせていただいておりますのが、町道の認定が得られないとか、または種々の理由によって、要件を満たしていてもその地権者の方の全員の同意が得られないというような、こういうことによって私道のままで、その地元施工をされる、それに対しての、今、説明のありました補助金の増額について、提案をさせていただいていることでございます。

斑鳩町も、他の市町村からの移住の促進の政策を掲げております。新たな住宅地の開発が行われており、そういった場合には、さきに説明があったように、町道として認定をし、町により管理する道が開かれておりますけれども、従来からお住まいになっているところで、年齢、年をとっていても斑鳩町にずっと住み続けたいと思われている多くの方もおいででございます。自宅の土地であるとか建物を所有されていても、日常生活については年金に頼っていて、医療や介護の支出も多いと。その共有をしている私道の舗装等の費用を負担するのはなかなか難しいという声が聞かれております。

補助申請の件数としてはどのぐらいあったのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 平成28年度につきましては1件、そして、さかのぼります、27年はございません、26年は1件、25年もございません、といった数字でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 補助金の制度があるのに、大変利用件数については、ない年もある、あっても1年に1件程度であるという、こういったことから、この補助金の利用っていうものがなかなか難しいというようなことだと思います。

先ほど述べましたように、私道の費用負担というのは、大変高額になるものですので、ちょっとした支出でできるというようなものでもないと思っております。そのために、町内を見渡すと、私道の部分で大変舗装部分が傷んでいる、こういったところも見受けられると感じています。

さきの質問のとき、1点目の質問のときも申しあげましたけれども、歩道であったりとかこういった生活道路っていうのは、予期せず起こる災害時にはここを使って安全で速やかな避難、こういったことを保障する観点からも、大変重要でございます。

私道整備の補助についてぜひとも再考をしていただき、この補助額の増額を求めますが、お考えはいかがでございましょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 道路の舗装工事に対します交付対象事業費25万円の引き下げについてでございます。事業費25万円の工事の範囲といたしまして、例えば約25平米と想定し、幅員4メートルであれば延長が6メートルで交付対象となりますことから、公共用に供する道路としてご利用いただいている要件であると考えております。

また、補助を受ける道路所有者が多くなるほどその負担も軽減されてまいることとございます。本来の目的であります公共の用に供する道路としての規模を考えますと、現在の補助率につきましては、妥当であると考えております。

本町では、以前より担当常任委員会におきましてもご議論いただき、位置指定道路や行きどまり道路等につきましても、土地の権利関係の整理ができた場合には、町道認定を進めて町で維持管理を行っており、そうしたことから、現在、町内に残る私道につきましても、個人が所有される占用通路や開発事業者が所有される道路などであり、地元施工に係る舗装事業に対する補助金の制度をご利用になる件数も少なくなっている状況でございます。そうしたことでご理解いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 補助申請が少ないのは、別の部分で、町道として面倒を見ている率が高くなっている結果だというようなご回答だと思います。

一方で、そういう方面で進めていただくのは結構でございますが、先ほども申しあげましたように、種々の理由により町道への変換ができていない、私道のままである、こういったところでのこの補助制度をぜひとも増額をしていただき、住環境の改善を推し進めるために、増額については引き続き要求をする考えでございます。

今後、ぜひともこの部分での検討もしていただきたいと思います。と要望いたしまして、この分についての質問は終わらせていただきます。

3つ目の質問でございます。認知症サポーターについての質問でございます。

私は、高齢者福祉に関しては、自分自身のこれからの生き方であるとか、また、介護職として取り組んできた経緯、また、議員活動、そして日本共産党としての数々の意見や要望をこれまでもあげてまいりました。その根底にあるのは、常に住民の皆さんの側に立ち、一緒に実のあるものにしていきたいとの思いでございます。

高齢者福祉の中の大きな柱である介護保険については、法の策定前から問題点を指摘をし、見据えてまいりました。しかし、それまで市町村や事業所ではばらばらに進められてきた施策が、この介護保険法によって統一をされ、介護のガイドラインが示されたこ

とにより、介護を受ける方の守られるべき権利の保障もこれで明確となりました。その点については、評価できるものと考えております。

しかし、たび重なる改定で、介護保険料や自己負担の増額、サービス提供の抑制につながる基準変更など、高齢化の進みに逆行をするものが強行に進められてまいりました。こういった、今日、高齢者の皆さんからの悲痛な声は、大きく、深く、深刻さを増してきております。

新しく導入される総合事業についても、懸念される点が数多くあるとの見解を持っております。しかし、心身の高齢化による衰えを予防をし、進行を緩やかにし、改善を図るための取り組みを進めることは非常に重要であり、これは行政の責務であると考えています。

認知症という言葉が日常化して使われ、誰もが不安を含めて口にするようになってまいりました。認知症は、早期の発見や治療により改善できるものでございます。認知症サポーター養成の取り組みは、価値あるものと思っております。

町でのこの認知症サポーターの取り組み、現況について、お聞かせをください。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 認知症サポーターとは、認知症の人やその家族の応援者で、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る人です。認知症サポーター養成講座を行っておりまして、このような認知症サポーターを1人でもふやし、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指しているところでございます。

斑鳩町では、平成25年に全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録をして、養成講座を行っております。登録初年は年1回、実人数で5名の受講者がございました。平成26年度は年2回、実人数で75名、平成27年度では年6回、実人数75名、昨年度は9回を開催し、実人数191名の受講者があり、認知症について正しく理解し、見守り活動を続けていただいております。

受講者につきましては、民生児童委員とか小地域福祉会や一般住民向けに開催しており、地域で見守り活動のためにと受講される方や、将来の自分のためにと、さまざまな思いで受講されている状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

取り組みを始めてから、年々受講する方が増加しているということは、大変喜ばしい

ことをごさいますけれども、さらに受講の機会をふやして深めることがこれからの課題であると私は考えています。例えば開催場所や曜日、時間の設定など、受講しやすい工夫なども必要であると思います。今日でも払拭できないことに、認知症は他人に知られたくない恥ずかしいことという、こういった意識は、まず最初に取り払わなくてはならないポイントでございます。

認知症の理解を深めるためにも、養成講座の充実が求められますが、その取り組み、方向性の考えをお聞かせください。また、サポーター受講者に、受講者というか修了者に身につけていただきますリストバンドについて、どのくらいお渡しできているのか、この利用について、教えていただきたいと思ひます。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 認知症サポーターの養成の進んだ市町村におきましては、たくさんあるというふうに認識をいたしております。

当町につきましては、平成28年度におきましては191名というふうに、大変多くの町民の方々に受講をしていただいております。今後も、地域でどれだけのサポーターの方が必要であるかということの把握も必要でございすが、今後も継続しまして、認知症に優しいまちづくりを目指してサポーターの養成を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

それとですね、ステップアップの関係なんですけども、認知症のサポーターの養成講座につきまして、年1回、広報紙などにより広報をしておるところでございすが、昨年度からは、以前に地域でサポーター養成講座を受講した方々がもう少しその理解を深めたいというふうな申し出もございまして、認知症サポーターステップアップ講座を開催しているところでございます。

それと、認知症サポーターの養成講座をですね、受講し、修了された方につきましては、全ての方に認知症サポーターとしてのシンボルマーク、シンボルグッズでありますオレンジリングを配付、ブレスレットなんですけども、オレンジのブレスレットを全ての方に配付してございまして、現在のところ、総数では346個配付したというふうな状況でございします。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） すみません、ちょっと特定ですけど、この、今、おっしゃった、私がリストバンドと言いましたけど、ブレスレットですか、ちょっと正式の名前はわかりませんが、これは先ほど紹介のありましたその協会での研修を受けた方に限っ

て配付をされるという、何かそういう決まりなんですか。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 町で行います認知症のサポーター養成講座を受講し、修了された方全てにオレンジのブレスレットになっている、オレンジリングというふうな名称なんですけども、そういったものを配付いたしております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。

オレンジリングというのが正式の名前だということですね。

家族で認知症の方とかかわっておられる方からのご相談を受けることがあります。その中には、認知症は病気であるとわかっていても、つい言葉を荒げてしまうとか、また、もう毎日同じことを繰り返していると嫌になってしまうことがあるとか、こういった悩みが語られます。また、同じ親族などであっても、日常接していない兄弟さんなどの理解がなかなか得られないと。会ったときだけはいい顔をしているけれども、毎日の生活は大変なんだと、こういったように、大変苦労されている内容については多岐にわたっております。また、仕事が忙しくて帰宅が遅い、家にいることがなかなか少ない、こういった夫に対してでありますとか、離れて暮らしている子どもたちにももっと理解を深めてほしいという、協力をしてほしいという願いもございます。

こういったことから、小中学校での子どもさんたちに対するこの認知症についての研修についてでありますとか、先ほどの養成講座の休日開催など、また時間的に遅い時間にするなど、そういった工夫ができればよいのではないかと私は考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 初めに、小中学生等に対する認知症に対する理解を深めるための授業等についてでございますが、先進的な認知症対策に取り組まれております自治体を見ておりますと、北海道の山鹿市では、将来的にその地域の担い手となる児童と生徒を対象とした総合学習の時間などを活用し、認知症の学習を早期から始めておられます。

今後も増加するものと考えられている認知症患者が、住みなれた地域で安心して暮らしていただくためには、さまざまな方々に認知症について正しく理解をしていただく必要があるものと考えますことから、これにつきましては教育委員会とも協議をしてみたいというふうに考えています。

続きまして、休日の開催についてでございますが、認知症の講座のほうにつきましては、それぞれの団体のほうからですね、講座のほうの開催の申し出がありましたら、随時対応しているというところでございますが、おっしゃいますように休日や夜間の開催でありましてもできる限り対応できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

講座開催のことについては、申し出があれば十分対応していただけるということですので、ぜひとも、平日の昼間でないと参加できないという方に対しましては、こういったことをぜひとも広めていただいて、参加につなげていただきたいと思います。

子どもたちに対してのこの研修ですけれども、同じ研修では難しいというような点では十分に配慮をしていただきまして、子どもたちへの認知症への理解というのを深めていただく取り組み、できる限り進めていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

そして、先ほどのオレンジリングについて、少しお話ししたいと思いますが、この配付されましたオレンジリングについては、受講を修了された方っていう、そういう方々に日常つけていただくというようなお願いをしているんだと思いますが、まだ町内でお見かけするというところではなかなかないように感じています。人口からすると、お持ちの方っていうのは少ないですけれども。

先ほどお伺いしたように、斑鳩町独自の取り組みでこの配付をしているということですが、町内には、お医者さんであるとか、看護師さん、または介護職などで働いておられるという方が、大変たくさんいらっしゃると思います。資格をお持ちの方、こういった方がたくさんあると思います。資格というか、認知症への認識をしっかりとお持ちの方というようなことでございます。こういった方々につきましては、もちろんこの養成講座を受講はしておりませんが、適格者であると思われれます。ぜひこういった方々にもこのリングをつけていただきまして、常日ごろからそういう、つけて皆さんの中に出ていくというようなことをご協力いただけるような取り組みをしていただきたいと思います。それから、例えば町の職員さんもこういった研修しっかり受けておられると思うんですけれども、認定講座を受けているとか受けないとかいうことでなく、町の職員さんはしっかりとした認識を持っておられるのであれば、町の職員さんについてもこのリングをつけていただくと。

こういった取り組みを進めることによって、例えば、住民の方が散歩に行っても、それからお買い物に行っても、ごみを出しに行っても、そういうリングをされている方が出会うことができるということは、どんなにやっぱり毎日の生活、これからのこと、自分の認知症のことってということに関しても、どんなに心強いかなというふうに思います。そのときには何も声かけがなくても、そういう支援をしてくださる方、しっかりと理解をしてくださっている方が町内にたくさんいらっしゃるというような、そういう無言の支援というか、こういったことも、地域での温かさがうかがえる大切なことだと思います。

認知症のサポーターの充実をさらに求めますが、今の提案について、いかがでございましょうか。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 認知症に優しいまちづくりのために、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 簡単ではありますが、前向きの回答をいただきました。ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

あすは午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時20分 散会）